

ボンドおよび保証保険

吉 田 修*

1. 請負契約と保証

(1) 土木建設工事請負契約

土木建設工事請負契約には、工事自体に関する諸規定のほかに、その請負契約の保証に関する規定も含まれることが通常であり、とくに一般公開入札による工事契約においては、保証関係の規定は必ずといってよいくらい含まれている。

(2) 一般公開入札

一般公開入札においては、入札の際に要求される入札保証、落札決定し請負契約を締結する際に要求される履行保証が主として必要とされるが、そのほかにも前払金を受ける場合の前払金保証、かし担保責任を保証するかし保証、下請業者や資材供給業者に対する代金の支払いを保証する支払保証などが要求されることがある。

かかる保証の手段としては、保証人をたてる方法（人的担保）・ボンドないし保険による方法および保証金を提出する方法などがあるが、本文においては、ボンドおよび保険の概略につき述べることにしたい。

2. アメリカ合衆国連邦政府工事のボンドについて

(1) ボンド

ボンドはアメリカにおいてきわめて広く用いられており、建設工事に関するボンドのみならず各種のボンドがある。ボンドを大別すると身元保証 (Fidelity Bond) と狭義の保証 (Surety Bond) にわけられ、さらに狭義の保証 (Surety Bond) を分類すると次の区分となる。

- ① 契約保証 (Contract Bond)
- ② 裁判保証 (Court Bond)
- ③ 受託者保証 (Fiduciary Bond)
- ④ 公務員保証 (Public Official Bond)
- ⑤ 許認可保証 (License and Permit Bond)

⑥ 雑保証 (Miscellaneous Bond)

建設工事請負契約のボンドは上記の契約保証 (Contract Bond) に含まれ、細分すると

③ 入札保証 (Bid or Proposal Bond)

④ 履行保証 (Performance Bond)

⑤ 労賃資材支払保証 (Labor and Material Payment Bond または単に Payment Bond)

⑥ かし担保保証 (Maintenance Bond) がある。

(2) アメリカ合衆国の場合

アメリカでは、連邦政府・州・市町村を問わず一般に公共工事については、一連のボンドを要求する法的規制がある。連邦政府工事については、1894年にハード法ができて、請負契約の履行と労賃資材費の支払いを一本の保証書で保証する Combination Form が要求されたが、その後 1935年には、履行保証と支払保証を別々のフォームで要求されるよう改正された。これが、現在でも行なわれているミラー法 (Miller Act) である^{a)}。ミラー法第 270 A 条は、連邦政府の公共建設工事または公共土木工事の建設・改造または修繕に対する 2000 ドルを超える契約の授与を受ける者は、履行ボンドおよび支払ボンドを提出することを要求している。この規定は 1955年に改正され、陸・海・空長官または財務長官は、合衆国の公共工事について実費方式契約 (Cost-reimbursement type construction contract) の場合には、ミラー法の規定によらないことができることになった。しかし 2000 ドルを超える定額請負契約 (fixed-price contracts in excess of \$2000) である公共工事は、ミラー法の規定により履行ボンドおよび支払ボンドが必要とされる^{b)}〔ただし、実費方式契約であっても、契約担当官 (Contracting Officer) は 2000 ドルを超える定額下請契約 (fixed-price construction subcontract) に対しては、元請業者がボンドを取るよう要求することができる〕

a) 横正秀：アメリカのボンド制度，東日本建設業保証（株）創業15周年記念論文集（以下「論文集」として引用する）pp. 157～158

b) 外国において行なわれる工事については、契約担当官は、履行ボンドおよび支払ボンドを要求しないことができるとされている。ただし、そのようなボンドをつけることが不可能な場合に限定されている。

* 安田火災海上保険（株）新種業務部業務第三課副長

ることとなっている]。

(3) 請負契約の保証

請負契約の保証方式は、世界的に大分類すればボンドと銀行保証で、ボンド方式をとる国々はなんらかの意味でアメリカの息のかかった国が多く、アメリカの A.I.D. 計画による援助を受けている国々がその影響を受けて採用しているにすぎない^{c)}といわれている。

在日米軍および在沖繩米軍発注工事ではボンドが要求されている。前者では入札ボンドおよび履行ボンドが、後者では入札ボンド・履行ボンドおよび支払ボンドが必要とされている。以下、ボンドについては主として米軍工事のボンドについて述べることにする。なお、米軍工事については、現在わが国では損害保険会社 8 社が、米軍工事保証保険として大蔵省の認可を得て引受けを行なっている^{d)}。

3. 入札の保証

(1) 入札に関する保証

入札に関する保証としては、米軍発注工事等の入札においては、入札ボンドまたはその他の保証が要求され、わが国の官公庁発注工事では、入札保証金または入札保証保険が必要とされる場合がある。

(2) 入札ボンド (Bid Bond)

a) 入札保証 (Bid Guarantee)

米軍 (合衆国連邦政府) の入札指示書 (Instruction to Bidders) 第 4 条には、入札保証として「入札招請状 (Invitation for Bids) に入札保証が要求されている場合には、開札時までに適正な書式および金額の入札保証を提出できないときは、入札拒否の原因となる」と規定し、入札保証としては入札ボンド・郵便為替・支払保証付小切手・銀行振出小切手・取消不能信用状および合衆国国債等でなければならないと規定している。

上記に明らかなように、入札するためにはまず入札保証が必要であって、入札保証——とくにその中心である入札ボンドが入札者のスクリーニングの役割をはたしているといえよう。すなわち、入札するためには、まず入札保証がなければならず、ついで落札すれば後述する履行ボンドが必要となるので、ボンドを引受けてもらえない業者は、結局入札できないこととなるわけで、信用力

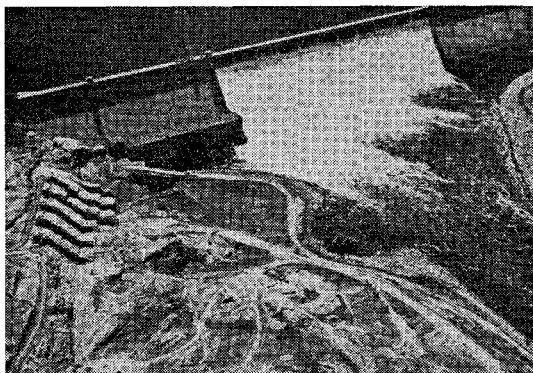
の乏しい業者は、入札戦線からふるい落とされることとなる。もちろん、入札ボンド以外の方法による入札保証でも入札はできるが、その場合といえども、あらかじめ履行ボンドが入手できることを確認しておく必要があるので、結局、入札保証制は、入札業者のスクリーニングの効用をはたすこととなる。

b) 入札ボンド (Bid Bond)

① 入札ボンドの方式は、発注者の指定する書式の保証書に、入札者と保証者が連署して発注者に提出する。米軍 (合衆国連邦政府) 発注工事の場合は標準書式が制定されている (Standard Form 24)。連邦政府発注工事以外の場合には、そのつど入札招請状の中に保証書の書式が指示されるのが通常である。

② 入札ボンドの効果は、入札者が入札に成功した場合に発注者の応諾期間 (合衆国連邦政府の場合は、規定のない限り入札後 60 日間) 中または発注者が入札を応諾したのち入札を撤回した場合、契約授与通知 (Notice of Award) があつたのち、所定期日内 (規定のない限り 10 日以内) に契約書類を作成しなかった場合または要求されたボンド (履行ボンド・支払保証ボンド) を提出しなかった場合は、次順位者の入札価額との差額を支払うとするものである (ただし、保証金額を限度とする。換言すれば、入札者が入札に成功すれば必ず請負契約を締結することの保証であり、また、履行ボンド等も必ず発行するという保証会社の確約でもある。したがって、履行ボンドまたは履行ボンドおよび支払保証ボンドが要求されない場合には、入札保証も要求されない (逆に入札保証は不要であるが、履行ボンドまたは履行ボンドおよび支払ボンドを要求される場合はある)。

③ 保証金額 (Penal Sum) は発注者の指定するところによるが、米軍 (合衆国連邦政府) の場合は入札額の 20% で 300 万ドルを最高限度としている。発注者によっては 5% とか 10% とか種々あり、場合によっては、



(アメリカ合衆国の公共工事では、一連のボンドが法律で要求されている。写真・Engineering News-Record 誌から転載。)

アメリカ合衆国の土木工事

c) 横：前掲論文，p. 139

d) したがって、わが国の場合は一応保険として扱っているので、たとえば米軍工事入札保証保険とか、米軍工事履行保証保険というべきであるが、説明を統一するため、以下入札ボンド・履行ボンド等として述べることにする。

定額の保証金額を要求されることもある。

保証料率は、わが国においては保証金額 1000 ドルにつき 1 ドルである。

(3) 入札保証保険

a) わが国の官公庁発注の場合

わが国の官公庁発注工事については、入札の場合、入札者は見積額の 5/100 以上の保証金の納付を必要とする場合がある（会計法第 29 条の 4、地方自治法第 234 条）。落札者が契約を結ばない場合には、入札保証金は国庫に没収される（同法第 29 条の 7）。この入札保証金にかえて、入札保証保険の保険証券を提出することにより、保証金納付の免除を受けることができる（予算決算および会計令第 77 条。地方自治法施行令第 167 条の 7 第 2 項）。

b) 入札保証保険

① 入札保証保険は入札者を保険契約者とし、発注者を被保険者（保険金受取人）とする保険契約で、入札者が落札したにもかかわらず請負契約を締結しない場合に、被保険者がこうむる損害をてん補するものである。具体的には、保険金額を限度として、次順位入札者の入札金額との差額を支払うもので、経済的機能としては入札ボンドと同一であるが、入札ボンドと異なり、後述する履行保証保険を必ず引き受ける旨の約束は含んでいない。

官公庁が被保険者の場合は、前述のように入札保証金のかわりであるので、次順位者との差額のいかにかわらず、常に保険金額の全額を支払う旨の特約を付して保険契約を引き受けることとしている（定額てん補特約条項）。

③ 保険金額は入札額の 5% が通常であるが、地方自治体が発注者の場合は 3% とするところもある。なお、民間発注工事で入札保証金ないし入札保証保険を要求する例はほとんどない。保険料率は保険金額 1000 円につき 2 円 50 銭である。

④ 入札保証保険の入札者にとっての経済的効用としては、入札額が高額の場合には 5% といえども、ある期間現金を寝かせておくことを防ぐとともに、請負契約締結後には返還されるとはいえ、一時に高額の現金を捻出しないでもすむことにある。なお、多額の現金・小切手等を持ち歩くと、盗難や紛失等の事故発生の場合に困るが、保険証券ならばその心配をしないでもすむという効用もある。これらの効用は、入札ボンドの場合も同様であるが、入札ボンドの場合は、さらに入札ボンドの発行を受けた場合は必ず履行ボンドも発行してもらえという性格があることは前述のとおりである。

c) 入札ボンドまたは入札保証保険の引受け

入札ボンドないし入札保証保険の引受けに際しては、保険会社としては、顧客の入札価額が同一工事について応札した他の入札者の入札価額と釣合いがとれているかどうかを事前を知ることはできないので、引受けの諾否は一にかかって請負業者の信用度にあるといえよう。したがって、引受けにあたっては慎重に信用調査をしたうえで、引受けの可否を決定することとなる。

4. 契約履行の保証

(1) 工事請負契約の締結

入札が行なわれ落札者が決定すると、工事請負契約を締結するに際し、請負契約の誠実な履行を保証するものが必要とされる。米軍発注工事等においては、履行ボンド（および場合によっては支払保証ボンド）が要求されわが国の官公庁等発注工事では、契約保証金または履行保証保険が要求される場合がある。

(2) 履行ボンド (Performance Bond)

a) 履行ボンドの方式

履行ボンドは、入札ボンドと同様、発注者の指定する書式に請負業者と保証会社が連署して発注者に提出する。米軍（合衆国連邦政府）発注工事の場合は標準様式が制定されている（Standard Form 25）。それ以外の場合は発注者から保証書の様式が指示されるのが通常である。

b) 履行ボンド

履行ボンドは請負契約書、一般および補充条項、図面・仕様書等の諸条項にしたがって、請負業者が契約を誠実に履行することを保証するもので、不履行の場合は保証金額を限度として施主のこうむる損害をカバーすることを保証する。請負者が工事完成前に契約不履行の事態に至ったときは、保証会社は、① 施主のこうむる損害額、すなわち施主みずからが残工事を行ない、そのためにかかった過大な費用または残工事につき再入札した再契約代金額と当初の残代金額との差額の費用を賠償するか、② 保証会社みずからが残工事につき再入札して工事を完成せしめるか、または下請者をそのまま使って工事を完成せしめるか、③ 不履行に至った請負者に資金援助や技術援助をなし、工事を続行し完成せしめるかの 3 つの方法がある。以上の 3 種の方法の選択は、施主の意見を聞くが、保証会社は商業採算を比較し、経済的に有利な方法を選択することになる^{e)}。

なお、上記の ④ の方法は後述する履行保証保険の機能と同様である。

c) 履行ボンドの保証金額

e) 従：前掲論文，p. 158

履行ボンドの保証金額は施主の指定するところによるが、米軍工事の場合は、通常請負額の100%である。ただし、契約担当官の裁量により50%にまで減額することができるが、その場合でも後述の支払保証ボンドの保証金額を下回することはできない。保証金額は施主により種々であるが、民間会社発注工事で履行ボンドおよび支払保証ボンドの結合方式(Combined Performance and Payment Bond)で請負金額の100%を要求された例もある。保証料率は工事の種類・請負代金額によりさまざまであるが、土木工事の場合保証金額の1%前後である。

(3) 履行保証保険

a) わが国の官公庁の履行保証保険

わが国の官公庁発注工事においては、契約の締結にあたり契約額の10/100以上の契約保証金を納付することを要求される場合があり(会計法第29条の9, 地方自治法第234条の2), 保証金にかえて履行保証保険をもってすることができる(予算決算および会計令第100条の3, 地方自治法施行令第167条の16)。

b) 履行保証保険

① 履行保証保険は請負者を保険契約者とし発注者を被保険者(保険金受取人)とする保険契約で、請負者の債務不履行があり、そのために発注者がその工事契約を解約した場合、発注者のこうむった損害をてん補するものである。したがって、履行ボンドの項で述べたように、発注者が残工事の再契約をした場合の再契約代金と残工事部分の代金相当額の差額を支払うもので、履行ボンドのように保証会社みずからが残工事を完成する等の機能はなく、単に上記の損害額を支払うものである。

官公庁が発注者の場合は、契約保証金のかわりであるので、入札保証保険と同様に、定額てん補特約条項を付し損害額の多少にかかわらず、常に保険金額の全額を支払うこととなる。

② 保険金額は発注者の指示するところによるが、通常は請負額の10%である。なお、地方自治体の場合は5%とするところもある。

保険料率は工事の種類・請負金額により異なるが、保険金額1000円、保険期間1年につき11~36円の範囲内で決定される。

履行保証保険ないし履行ボンドの請負者にとっての効用は入札保証保険の項で述べたところと同様である。

c) 履行ボンドないし履行保証保険の引受け

履行ボンドないし履行保証保険の引受けに際しては、保険会社としては、きわめて慎重であり、請負者の工事歴や財務諸表を調査のうえ引き受けることとなる。とくに、履行ボンドの場合は全面的に施主を守るものであり、逆にそれだけ保証する側としては慎重な態度が必要

であり、最少限過去3期間の決算書類を取り付け、検討する等の態度を取るのが通例である。

5. その他の保証

上記以外の保証については、紙数の関係もあるので、支払保証ボンドおよびかし保証について、ごく簡略に述べることにしたい。

(1) 支払保証ボンド (Payment Bond)

このボンドは、入札ボンド・履行ボンドと著しく性格が異なり、工事の遂行中に請負者に労務や資材を提供した者が、請負者にその代金を支払ってもらえなかった場合に、その対価の支払いを保証会社が保証するものである。代金の支払いが保証されるので、工事が円滑に進行することとなるという形で施主が保護されることとなるが、実質的にこのボンドの利益を受けるものは労務者および資材業者である。したがって、このボンドは労賃および資材費支払保証(Labor and Material Payment Bond)とも呼ばれる。

連邦政府工事においては、ミラー法の規定により請負金額100万ドル未満の場合は50%、100~500万ドル未満の場合は40%、500万ドル以上の場合は250万ドルが保証金額とされている。

このボンドに該当する保険は、わが国にはない。

(2) かし保証

a) かし保証ボンド (Maintenance Bond)

このボンドは、工事目的物のかし補修と資材のかしを保証するものである。

一般に請負契約では工事完成後一定期間その工事の保証を要求するが、工事完成後12か月以内は通常履行ボンドでカバーされるが、1年をこえる保証を要する場合に、このボンドが機能する^{f)}。

b) 履行保証保険かし保証特約

このボンドに対応する保険として、履行保証保険かし保証特約がある。これは工事目的物の完成引渡し後のかし担保責任につき、請負者が債務の履行をしない場合に施主のこうむる損害をてん補するもので、昭和45年12月1日から引受けを開始している。

6. ボンドと保険の違い

ボンドと保証保険の差異については、個々のボンドないし保険の項で簡単に触れたが、要するに保証保険は発注者のこうむった金銭的損害のてん補のみを目的として

f) 俵：前掲論文，p. 160

いる点がボンドと異なる点であり、保険と保証という違いはあっても引受けの態度等は同じともいえる。これに対し、一般の火災保険等の損害保険とボンドを比較すると、下記のごとき本質的相違点があるといわれる⁶⁾。

① 保険は事故が起こりうることを前提とし、その蓋然性に基づいて危険負担の対価(保険料)を徴収している。これに対し、ボンドは請負契約の当事者たる請負者が債務を履行することを前提としている。すなわち、事故が生じないことを前提としているので、保証料は危険負担の対価ではなく手数料の性質を有するものである。したがって、事故発生の際には引受けを断念すべきで、保険料(危険負担料)を高くとって引き受けることが可能なものではない。

② 保険契約は、被保険者の損失をてん補することを約する契約である。したがって、損害のてん補をすれば一応その目的を達する。これに対し、ボンドは主たる債務者である請負者の債務履行を保証するものであるから、当然に常に代位が生じ、保証会社が負担した損失は

請負者に対して求償することとなる。

そのほかにも、法的構造面での違い等についても論点は多いが、割愛することとする。

7. おわりに

わが国の請負契約に関する保証機能を果たすものとしては、前述の保証保険と工事完成保証人の制度がある。しかし、工事完成保証人の制度は明確な欠点が多いといわれ⁷⁾、また一度請負者に債務不履行が発生すれば完成保証人はきわめて苦しむこととなり、連鎖倒産の危険すらなしとはしない。したがって、わが国においてもボンド制度を採用するべきであろうと思われる。一方、現在の保証保険は保証金の代用であり、支払われた保険金等はすべて国庫や地方自治体に帰属するいわゆるペナルティの意味を有しているため、保険金を活用して工事を続行することをたてまえてはしていない。経済的見地から見れば、やはりボンド制度により工事が続行完成されることが望ましいものと思われる。

6) 南出弘：法律的に見た保証と保険，論文集 p. 104. なお、この論文では保証と保険を対比しているが、本稿では保証をボンドと置き換えて引用した。

7) 荒井八太郎：建設請負契約論，p. 923

<かし担保> 請負った工事の機能上の欠陥に対し、請負者が補償する責任をいう。期間は木造工作物については1年、堅固な工作物については2年ぐらいの例が多い。

<甲側・乙側> それぞれ、発注者、受注者のことをいう。

<サブコン> サブコントラクター(Sub contractor), 下請業者の略称。

<四会連合約款> 日本建築学会・日本建築家協会・日本建築協会・全国建設業協会の四つの会で協定した標準約款のこと。

<責任施工> 工事請負契約締結にあたり、発注者と受注者が相互に対等な立場にたち、工事施工にあたっては施工過程上で、遵守すべき責任の限界を明確にして、その権限の範囲内で責任をもって監督または施工する施工管理体制をいう。エンドリザルト方式・チェックポイント方式等がある。

<施主> 建設工事の発注者のことをいう。

<ゼネコン> ゼネラルコントラクター(General contractor) 総合請負業者の略。サブコンとならばときは、元請業者という意味を持つ。

<標準請負契約約款> 建設工事請負契約の標準条文となるように中央建設業審議会が作成し、関係方面に採用するよう勧告しているもの。建設工事標準請負契約約款(官公庁約款)、民間建設工事標準請負契約約款、建設工事・標準下請負約款等がある。

<保証> 入札・請負契約・前払金受取り等に参加する業者が、誠実に約束を守ること、何らかの方法で証明すること。保証人をたてる方法、ボンドないし保険による方法、および保証金を担保として出す方法等がある。

<ボンド> 保証の一種で、アメリカで多く行なわれている。特定の保証会社(Surety)が施主に対し請負業者の保証をするもので、入札ボンド・履行ボンド・労賃資材支払ボンド等がある。

岩盤力学委員会編集小委員会編 **岩盤力学** B5 490頁 定価 3600円
土木技術者のための 箱入・上製本 会員特価 3000円(〒200円)

第1章 地質 第2章 岩石の性質 第3章 岩盤の試験 第4章 水と岩盤 第5章 岩盤力学における理論計算 第6章 すべり安定の計算 第7章 模型実験 第8章 掘削 第9章 ダムへの応用 第10章 トンネルへの応用 第11章 施工中および施工後の測定 第12章 最近の基礎的研究のすう勢
<岩盤力学のすべてを基礎と応用の二面から詳述した好著>

●申込先 土木学会刊行物係 〒160 東京都新宿区四谷1丁目・電351-5138(代) 振替 東京16828